

眼底検査受診費用の一部を助成します

希望者に眼底検査を医療機関で受けた費用の一部を助成します。

対象者

満40歳以上（昭和57年3月31日以前に出生された方）で、下記に該当する方は除きます。

- ①令和3年度の健康診査で眼底検査を受けた方
- ②通院（医師の指示がある）により眼底検査を受けている方

受診方法

- ①役場で「眼底検査受診御依頼書」と「安平町眼底検査費用助成交付申請書」の交付を受ける。
- ②「眼底検査受診御依頼書」を自分で選んだ眼科医療機関へ提出、検査を受けて検査料金を医療機関で支払い、領収書を発行してもらう。

※「健診」扱いになるので、保険証は使えません。

- ③「安平町眼底検査費用助成交付申請書」に記載し、②の領収書を郵送、または窓口へ提出して費用の助成手続きを行う。

※助成額は5,038円が上限です。

助成期間

1月1日(土)から3月31日(木)までに受診した検査が助成の対象となります。

助成申請手続き期限

4月15日(金)まで

問合せ（ご不明な点は右記までご連絡ください） 健康福祉課健康推進グループ ☎ 7071

ドッグラン（早来地区）について ご意見をお聞かせください

先日「鹿公園のようなドッグランを早来地区にも作ってほしい」というご意見が“ていあんくん”に寄せられました。これまで、早来地区にドッグランを望む声が少なかったことから、これを機会に皆様のご意見を募集します。たくさんのご意見をお持ちしております。

募集期間 2月10日(木)～3月31日(木)

募集方法 建設課土木・公園グループ窓口、電話、メール

※メールの場合、名前、住所、電話番号を必ず記載ください。

対 象 早来地区にお住まいの方

問 合 せ 建設課土木・公園グループ ☎ 7075 メール kouen-kanri@town.abira.lg.jp

消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器が作動して、家や家財を守った事例は多数あります。「まさか！」の火事に備え、正常に作動するよう1か月に1回程度は点検を行いましょ。

こんな事例がありました

家人が鍋に火をかけたまま外出してしまった。近所の住人が住宅用火災警報器の音で異変に気づき、周囲を見渡したところ、隣家の台所の窓から白煙が出ているのを発見し119番通報。早期発見となったため、焼損したのは鍋のみであった。



問合せ 胆振東部消防組合安平支署 ☎ 2074 追分出張所 ☎ 2119